

上天草会役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上天草会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 理事長は、法人を代表し、法人、施設並びに各事業所を統括するものとする。

2 理事長は職員と兼務し、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌する。

(当法人職員との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事長の役員報酬は、別表1のとおりとする。

(職員である者の特例)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事は、第5条及び第6条第1項の規定を適用しない。

(理事会及び評議員会の出席)

第5条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び実費支弁費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第6条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費支弁費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費支弁費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第7条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び実費支弁費を支払うことができる。

(役員報酬の総額)

第8条 役員に対して、各年度の役員1人あたりの各年度の総額が5万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬などの支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給

することができる。

(出張旅費)

第9条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は、原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月26日に改定し、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月27日に改定し、令和4年4月1日から施行する。

法人役員等の報酬

別表1 理事長報酬の算定

項目	報酬
理事長報酬（月額）	100,000円

別表2 役員会出席報酬等

項目	報酬	交通費
理事会・評議員会出席報酬等（監事含む）	6,000円	自家用車1KMにつき37円
		公共交通機関利用の場合 実費

別表3 法人・施設関係業務出席業務等

項目	報酬	交通費
理事及び評議員業務出席報酬等	6,000円	自家用車1KMにつき37円
		公共交通機関利用の場合 実費
監事監査指導報酬等	6,000円	自家用車1KMにつき37円
		公共交通機関利用の場合 実費

別表4 旅費等に関する報酬等

旅費	宿泊費	報酬	その他
自家用車1KMにつき37円 公共交通機関利用の場合 実費	実費	10,000円	実費

(注) 1. 役員等には費用を弁償することができる。